

●設計等の業務に関する報告書（業務報告書）受付・閲覧事務について

令和7年4月1日から、設計等の業務に関する報告書の提出先及び閲覧場所について、島根県から一般社団法人島根県建築士事務所協会へ変わります。 令和7年4月1日以降は、各県土整備事務所又は県建築住宅課へは提出されないようご注意ください。

●事務所登録手数料の改正について（令和7年6月1日受付分～）

建築士法第23条の2の規定に基づく建築士事務所の登録申請手数料が下記のとおり改正されました。

一級建築士事務所・二級建築士事務所・木造建築士事務所 **一律 25,000 円**（非課税）

●書類の申請・提出のオンライン化について

新規登録申請については令和4年11月から原則オンライン申請へ移行しております。令和7年4月から更新登録申請・変更届・廃業届・設計等の業務に関する報告書についても、オンライン申請ができるようになりました。

当面の間はオンライン・郵送のどちらでも申請等は可能ですが、最終的には原則オンライン申請へと移行する予定です。オンライン申請・提出は「建築士事務所登録受付システム」を利用します。受付システムをはじめて利用するには、利用者登録や現況登録反映依頼（新規除く）が必要です。 詳細は該当する手続きのページにてご確認ください。また、行政書士による手続きに関しては「建築士事務所登録受付システム」のログイン画面にて代理設定についての操作説明書を掲載しておりますのでご確認ください。

●持参による各種申請・届出の対面受付の終了について

オンライン受付の本格運用に伴い、持参による対面受付（收受印の押印等）は終了いたしましたのでご了承ください。 持参された場合はいったんお預かりさせていただき、次の業務日に受付させていただきます。

●郵送時の各種副本の取り扱いについて

（新規登録・更新登録）

将来的にはオンライン受付に移行する予定ですが、当面の間、郵送提出にも対応いたします。郵送提出される場合には「正本・副本・レターパック」を提出してください。 手続完了後、副本の第一面に收受印を押してレターパックに封入してお返しします。レターパックの同封がない場合は、副本が返却できませんのでご注意ください。

（変更届・廃業届）

将来的にはオンライン受付に移行する予定ですが、当面の間、郵送提出にも対応いたします。郵送提出される場合には、「正本1部」を提出してください。 副本は必要ありませんので、発送前に控えをとって提出してください。

※令和7年4月1日以降、変更届・廃業届の副本の提出は不要となりました。

（業務報告書）

令和7年4月以降、業務報告は「原則オンライン受付」へ移行します。詳細は協会のホームページをご覧ください。当面の間は、メール (touroku@sekkei-simane.jp) でも受け付けます。メール提出時、各自で書類保存をお願いいたします。オンライン提出やメール提出が難しい場合は、郵送受付対応をしますので「正本1部」を提出してください。 副本は必要ありませんので、発送前に控えをとって提出してください。